--假社國幾人目露保險證後マッサージ師会

2022 年春季 1号

編集•発行責任者

(一社) 日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次 〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31 TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

一般社団設立

2020 年 5 月に長年の念願であった一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会を協同組合兵庫県保険鍼灸師会を母体として設立いたしました。ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

本会の役目は法律に基づき鍼、灸、按摩(マッサージ)、指圧の東洋医療の保険給付回復、東洋医療発展、受診の権利回復の実現、会員の営業と暮らしを守る全国的運動を目的とするものです。

鍼、灸、漢方、按摩(マッサージ)指圧の東洋医療は日本の法による西洋医療に並ぶ正規の医療です。明治の大日本帝国憲法による健康保険法で昭和 10 年代から先達たちの努力によって戦後昭和 25 年まで鍼灸マッサージは健康保険給付がなされていました。昭和 25 年 1 月 19 日保発 4 号によって規則に違反した者に罰を加えることがごとき「処分」扱いとし、保険者との「契約の禁止」、償って現金を支払う「償還払い」と貶めました。医師の同意書の添付を強制、6 ヶ月の期間、回数制限、病名制限等々、次々と健康保険法違反の通知を重ね、合法のごとき従わせ 70 年間国民の受診と営業の権利を侵害し続けてきました。

当会の母体は昭和初期鍼灸按摩マッサージ師会として尼崎市で創立され時代の変遷を経て進化発展してきました。現協同組合兵庫県保険鍼灸師会は保険扱いワーストワン不毛の地で、難攻不落の兵庫県庁はじめ各保険者交渉を粘り強く闘い、兵庫県議員団をも加わる集団交渉で兵庫県の保険扱いの門戸を開きました。

一方、保険治療は初月 15 回、次月 10 回の期間 6 ヶ月で終了としていました。慢性疾患適応としながらこれでは慢性疾患の治療が成り立たない、国の論理矛盾であると厚労省交渉を何年も粘り強く重ね、療養費専門官上田孝之氏との交渉の中で民主党議員辻泰弘元厚生労働副大臣立ち合いの交渉で期間回数制限の完全撤廃を勝ち得ました。この件で上田孝之療養費専門官にはその後、大変苦労をかけることとなりました。療養費は年間90~百億円ぐらいであったが完全撤廃で青天井となって 1,200 億円ラインに上ってきています。

「償還払い」は地方・中央の保険者、公明党中野洋昌厚生労働委員、共産党堀内照文厚生労働委員、元維新の会村岡敏英衆議員の協力を受け、同業他団体と共に2015年4月27日自民党大串正樹厚生労働委員立会の元厳しい厚労省交渉の結果、柔道整復と同じく「受領委任払い」「保険者との契約の権利回復」「償還払いの断念」を勝ち取り社会的地位を上げることとなりました。これに対し健保連の指導で違法な償還払いに後退している健保組合もあります。さらに対策として、東洋医療を無きものにする「施術管理者」を強制してきました。ただちに与野党の協力を得ながら全く不用なものである、即刻廃止せよと「全国中小企業者国会大行動」で毎年厚労省交渉を行い、その結果内容を大きく変更させています。

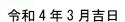
健康保険法に基づいた現物給付を求める私たちの運動は地方の行政、保険者、国、厚労省、国会超党派、各種団体への取り組みを行って大きな成果を上げてまいりました。2020年5月、8月と2回に渡り、医療団体連絡会議が安倍首相と加藤勝信厚労大臣に「コロナ感染症の医療介護経営救えの緊急要請」に「鍼灸の要求」を加え、取り組まれ画期的な西洋医療運動へと広がりとなりました。全国の中小業者の給付要求運動へと広がっています。衆議院、参議院の各党議員に理解を広める運動を進めています。「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会1の全国会議を毎月行い、百万人署名を積み上げています。全国のあらゆる職種、階層と取り組みを

行ってこそ東洋医療の給付と受診権を取り戻すことが可能となります。給付の実現で患者よし、社会よし、国家よし、東洋医療よし、そして大きな発展を迎えることになるでしょう。

全国の鍼灸・按摩・マッサージ指圧師の皆様、歴史的大事業を実現するため参加されることを呼びかけます。

代表理事 藤岡 東洋雄

一般社団法人鍼灸マッサージ師会の清水一雄先生から当会設立の祝辞を頂きましたのでご紹介いたします。



共に携えていきましょう

この度一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のご誕生おめでとうございます。

はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧を幅広く差別のない医療保険の確立を目指して共に励んでいきたいと思います。あはき療養費の令和4年改定案が厚労省より示され、あはき療養費検討専門委員会にて検討されている案が令和4年2月22日に示されました。内容を吟味する必要があると思います。

この度の要点はマッサージ、変形徒手矯正術において部位に関係なく施術料金の包括化はいいのですが、料金体系が気になります。往療料は距離加算の廃止により料金の定額化と特別地域加算の新設で料金設定がどうなるか。訪問施術なるフレーズが登場してきました。何れにしても往療加算を減らして調整していく考えは変わらないようです。

重要なことは院内施術や訪問施術において生活が成り立つような金額を我々から提示することです。施術所等間接経費を見込んで計算する必要があり、施術料 1 回 1,500 円程度で成り立つのかという問題です。1 人の患者 30~40 分時間要したとして施術料 4,000 円が妥当ではないでしょうか。それをベースにして往療料をプラスするということです。

一般社団法人鍼灸マッサージ師会 代表理事 清水一雄

本会および本会の活動への ご質問、ご要望、ご提案など ございましたら潮江事務所 までTEL、Fax、Emailにてお 知らせください。

《投稿依頼》

会報への投稿は随時受け付けております。Fax、Emailにて潮江事務所まで送ってください。

編集後記

沢山のスタッフを得て新陣容で念願の会報発行にたどり着きました。以後、内容の充実に努めます。温かい目で見守って やってください。